

横須賀市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給要綱

(総則)

第1条 この要綱は、本市に常時勤務する職員（以下「職員」という。）が、公務又は通勤による災害が生じた場合において、その遺族又は職員に支給する公務災害等弔慰金（以下「弔慰金」という。）及び公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金の支給)

第2条 職員が公務上又は通勤による災害（以下「公務上等の災害」という。）により死亡した場合には、その遺族に対して弔慰金を支給する。

(見舞金の支給)

第3条 職員が公務上等の災害により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときに地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「法」という。）別表第3に定める障害が存する場合には、当該職員に対して見舞金を支給する。

(支給額)

第4条 弔慰金及び見舞金の額は、死亡又は障害等級の区分に応じて別表第1に定める額とする。

(公務上等の災害及び障害の程度の認定)

第5条 公務上等の災害の認定及び障害の程度の認定は、法に基づいて地方法公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が行う認定に基づいて、市長が認定する。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、基金の認定をまたずに認定することができる。

(1) 職員が公務上等の災害により死亡したことが明らかであるとき

(2) 職員が公務上等の災害により負傷し、若しくは疾病にかかったことが明らかであり、かつ、治ったときに省令別表第3に定める障害等級の何級に該当する障害が残ることとなるかが明らかなきとき

(遺族の範囲及び順位)

第6条 弔慰金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計

を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 弔慰金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

3 弔慰金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(損害賠償との調整)

第7条 弔慰金又は見舞金の支給の原因である災害が第三者（同僚職員を含む。以下同じ。）の加害行為であり、当該第三者から同一事由について損害賠償（治療費、救助費、葬儀費及び財産的損害等で市長が認めたものに係る損害賠償を除く。以下同じ。）を受けることができる場合には、弔慰金又は見舞金の額の100分の20に相当する額を減額して支給する。

2 止むを得ない事由により、加害者である第三者から損害賠償を受けられない場合には、前項の規定にかかわらず、減額調整を行わないものとする。

(消防償慰金との調整)

第8条 消防吏員等償慰条例（昭和38年横須賀市条例第15号）の規定により償慰金を支給される場合には、弔慰金又は見舞金の額から、死亡又は障害等級の区分に応じて別表第2に定める額を減額して支給する。

(支給制限)

第9条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失によって公務上等の災害により死亡又は障害を生じさせた場合には、その者に係る弔慰金又は見舞金について、全部又は一部を支給しない。

(その他必要事項)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和48年1月1日以降に発生した公務上の災害について適用する。

2 この要綱による改正前の横須賀市職員公務災害弔慰金及び見舞金支給要綱は、廃止する。

附 則

改正後の要綱は、昭和50年4月1日以降に発生した公務上等の災害について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給要綱は、昭和56年4月1日以降に発生した公務上等の災害について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給要綱の規定は、平成元年4月1日以降に発生した公務上等の災害について適用し、同日前に発生した公務上等の災害については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給要綱の規定は、平成8年4月1日以降に発生した公務上等の災害について適用し、同日前に発生した公務上等の災害については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月4日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市職員公務災害等弔慰金及び見舞金支給要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

区 分	死 亡 又 は 障 害 等 級	公 務 上 の 災 害 の 場 合 の 支 給 額	通 勤 に よ る 災 害 の 場 合 の 支 給 額
弔慰金	死 亡	3,000万円	1,800万円
見舞金	第 1 級	3,000万円	1,800万円
	第 2 級	2,590万円	1,554万円
	第 3 級	2,220万円	1,332万円
	第 4 級	1,890万円	1,134万円
	第 5 級	1,570万円	942万円
	第 6 級	1,300万円	780万円
	第 7 級	1,050万円	630万円
	第 8 級	820万円	492万円
	第 9 級	620万円	372万円
	第 10 級	460万円	276万円
	第 11 級	330万円	198万円
	第 12 級	220万円	132万円
	第 13 級	140万円	84万円
	第 14 級	80万円	48万円

備考 障害等級は、省令別表第3に定める障害等級の区分による。

別表第2（第8条関係）

区 分	死 亡 又 は 身 体 障 害 の 等 級	調 整 額
弔慰金	死 亡	500万円
見舞金	第 1 級	500万円
	第 2 級	300万円
	第 3 級	250万円
	第 4 級	220万円
	第 5 級	200万円
	第 6 級	190万円
	第 7 級	180万円
	第 8 級	170万円

備考 障害等級は、消防吏員等償慰条例に定める障害等級の区分による。